

平成 29 年度

事 業 計 画 書



社会福祉法人 五條市社会福祉協議会

I 基本方針

少子高齢化のさらなる進行や生活スタイルの変化等に伴い、かつては当たり前であった家族や隣近所による助け合い機能が低下し、社会的な孤立が深まるなかで、困りごとをひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている世帯が増加しています。

このようななか、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を使命とする社会福祉協議会には、あらゆる相談を「丸ごと」受け止め、住民一人ひとりの生活課題に向き合う相談体制や、他人事になりがちな地域の困りごとを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む地域での支えあい活動を構築していくことが求められています。

本会では、平成27年3月に策定した“地域福祉活動計画”の「みんながつながり 笑顔がつながる 福祉のまちづくり」という計画理念に基づき、住民相互の助けあいである「地域の福祉力」を高めながら、さまざまな団体・個人とのネットワークを広げ、新たな社会資源の開発や個別支援の視点に立ち、地域福祉活動を行っていきます。

介護保険法や障害者総合支援法による福祉サービスについては、住民の「住みなれた地域で安心して暮らし続けたい」という思いを支えるため、包括的ケアシステムの視点に立った総合的な支援を行っていくことが必要です。

多様なサービス供給主体があるなかで、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会としての役割を再認識し、効果的・効率的な経営をめざします。

経営理念

「みんながしあわせに暮らせるまちづくりを みんなですすめます」

経営方針

1. 非営利の民間組織として、住民ニーズと地域性を重視した先駆的事業の開発につとめ、住民に魅せる事業展開をおこないます。
2. 高い専門性と意欲を持った職員を育て、働きがいと職員の一体感がある組織体制づくりをおこないます。
3. 地域福祉の担い手を育て、広く福祉に対する理解と参画をうながします。
4. 安定的な財源確保とコスト意識の徹底につとめ、効率的・効果的な経営をおこないます。
5. 法令遵守と情報公開により、透明性を確保した健全な経営をおこないます。
6. 職員一人ひとりが経営に対する責任を自覚し目標をもって業務にとりくみます。

II 地域福祉活動計画

1. 計画の概要

(1) 計画の趣旨

一人ひとりが人として尊厳をもって住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、行政の役割が重要になりますが、行政サービスの提供だけでできるものではありません。地域の様々な人や機関・団体などが地域の福祉課題を共有し、その解決のために取り組んでいく地域福祉活動が必要です。

このことから、地域福祉を推進する団体である五條市社会福祉協議会が、住民・福祉関係者・ボランティア団体などと協働のもと、地域社会を基盤にして、これから地域福祉をどのように推進していくのかをまとめました。

(2) 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 力年

2. 計画の体系

(1) 基本理念

「みんながつながり 笑顔がつながる 福祉のまちづくり」

(2) 基本目標

1. 生活の安心がほしいなあ
2. 皆とつながってみたいなあ
3. 支えあう人を育てたいなあ
4. 社協の基盤が大事やなあ

(3) 基本計画

基本目標に基づいて、事業・活動の体系を表しながら、具体的目標を明らかにした 16 の活動指針

(4) 実施計画

基本計画に基づいて、実践展開・役割分担を年次ごとにまとめたもの

Ⅲ 事業実施計画

1. 会の運営と組織基盤の確立強化

- (1) 理事会、評議員会等の開催
- (2) 経営改善計画の実行
- (3) 住民会員制度の加入促進・安定充実した各種財源の確保と運用
- (4) 苦情処理に関する規程の運用
 - ・利用者からの苦情・相談を受けとめ、サービスの向上に努める
- (5) 職場内研修の推進と職員資質の向上
- (6) 行政とのパートナーシップ
- (7) 地域福祉活動計画の実行
 - ・平成29年度計画の推進
 - ・計画の進行管理
- (8) 社会福祉法の改正（平成28年度施行）による社会福祉法人の制度見直しに伴う、地域公益活動の取り組みを推進する
 - ・市内社会福祉法人連絡会への協力

2. 社会福祉活動の振興

- (1) 広報啓発活動
 - ・広報ふれあい発行
 - ・ホームページによる広報啓発
- (2) 地区社会福祉協議会の基盤強化と活動支援
 - ・地区社会福祉協議会会長会の開催
 - ・地区社会福祉協議会活動への支援・連携・組織体制づくり
 - ・地域別福祉懇談会の開催及び協力
 - ・ふれあいメニュー事業の推進
- (3) ふれあいきいきサロン事業の推進
 - ・サロン実施地区社会福祉協議会への支援
 - ・サロン新規実施地区の整備
 - ・サロン実施地区同士の交流会
- (4) 小地域ネットワーク事業の推進
 - ・ネットワーク活動実施地区社会福祉協議会への支援
 - ・ネットワーク活動新規実施地区の整備

(5) 各種調査活動、福祉課題の把握

- ・高齢者調査（ひとりぐらし、ふたりぐらし以上、ねたきり、認知症）
- ・地域アセスメント（地域診断・実情把握）の実施
- ・ふれあい相談所の運営（本所：毎日型）
- ・支所窓口、各係での相談援助業務
- ・アウトリーチ（積極的に出向くこと）による相談、個別支援活動
- ・社協相談マグネットの作成
- ・ふれあい相談員研修

(6) ボランティアの発掘、育成、助長

- ・ボランティア研修及び関係行事の調整
- ・五條市ボランティア連絡協議会の運営
- ・ボランティアのコーディネート（需給調整）
- ・ボランティア活動保険加入事務
- ・全国社会福祉協議会関係保険の加入代行事務
- ・エコキャップ等各種収集活動及び啓発
- ・奈良県社会福祉協議会、奈良県ボランティア連絡協議会主催
研修・幹事会への参加

(7) 災害に対応できる地域づくり

- ・防災、減災への意識啓発と助けあえる地域づくり
- ・災害ボランティアセンターの運営準備（マニュアル、職員研修）

(8) 福祉教育の振興

- ・小学生、中学生の福祉体験学習（ふれあい講座）の開催
- ・福祉教育地域実践事業（西吉野・大塔支所）事業の開催
- ・教員免許取得にかかる介護等体験実習生の受入
- ・各学校での福祉体験学習、総合的な学習の時間への協力、支援

(9) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進

- ・福祉サービス利用援助サービス
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス
- ・契約者の自立支援関係業務
- ・成年後見制度への移行支援
- ・法人後見事業等の福祉後見体制を準備・研究

(10) 在宅福祉サービスの充実強化

- ・声の広報発行事業
- ・ふれあい文通交流事業
- ・介護機器（車いす等）の短期貸出事業
- ・個別ニーズへの具体的支援
- ・事務局内合同事例検討会の実施

(11) 生活福祉資金貸付償還事業

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ・臨時特例つなぎ資金
- ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
- ・奈良県社会福祉協議会及び借受人担当民生児童委員との連携

(12) 生活困窮者支援

- ・生活困窮者レスキュー事業（生活必需品及び就職活動必需品の貸出）
- ・フードレスキュー（食料救援）事業
- ・おてらおやつクラブとの連携
- ・エコ本サイクル事業
- ・生活困窮者自立支援事業（五條市）との連携、協働

(13) 社会福祉関係団体への協力援助

- ・「高齢者虐待防止介入支援ネットワーク委員会」への参画
- ・「五條、吉野自立支援協議会」への参画
- ・「おおとう元気会議」への協力
- ・地域包括支援センターとの連携、協働
- ・社会福祉施設及び各種福祉団体との連携、協賛、助成

(14) 共同募金事業

- ・奈良県共同募金会五條支会の運営
- ・戸別募金、街頭啓発募金、学校募金、職域募金、法人・大口募金
- ・歳末たすけあい募金（各地区実施）
- ・赤い羽根地域支えあい事業等各種助成事業

(15) 各種団体等の運営

- ・五條市善意銀行の運営
- ・五條市民生児童委員連合会の運営
- ・五條市英靈にこたえる会の運営

(16) 奈良県社会福祉協議会への運営協力と連携協働

- ・奈良県内市町村社会福祉協議会事務局長会への協力
- ・奈良県内法人社会福祉協議会専任職員連絡会への協力
- ・奈良県社会福祉協議会事業との連携、協力
- ・奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸いネット）への協力

(17) その他必要と認める事業

3. 受託事業の運営

- (1) ひとり暮らし老人等見守り支援事業
 - ・高齢者の安否確認を目的とした給食サービス等の活動
- (2) 生活介護事業（障害者デイサービス事業）
 - ・保健福祉センターカルム五條において、障害者総合支援法によるデイサービス事業の運営
- (3) 生活管理指導員派遣事業
 - ・日常生活の適正な管理・指導・支援が必要な高齢者等へのホームヘルプ
- (4) 生活支援体制整備事業
 - ・社会資源開発やネットワーク構築による生活支援・介護予防の体制整備を行うため、第1層（五條市全域を対象）の生活支援コーディネーターを担う
- (5) 五條市立福祉センター指定管理
 - ・福祉関係団体等への貸室
 - ・福祉センター事業の運営
 - ・ボランティア活動の拠点（ボランティアルーム）としての活用

4. 居宅介護事業（障害者総合支援法）の経営

- (1) 居宅介護事業
 - ・障害者へのホームヘルプ
- ※行動援護サービスの実施を検討する（知的・精神障害者への危険回避援助と外出支援）

5. 障害者特定相談支援事業（障害者総合支援法）の経営

- (1) 計画相談支援
 - ・サービス等利用計画の作成
 - ・モニタリングの実施
 - (2) 障害のある人に対する相談支援事業の調査・研究
 - ・障害者相談支援事業の調査・研究
- ※障害支援区分認定調査業務の受託を検討する

6. 介護保険事業（介護保険法）の経営

- (1) 訪問介護・総合事業「介護予防・生活支援サービス事業」
 - ・高齢者へのホームヘルプ、介護予防（生活支援）ホームヘルプ、介護予防ホームヘルプ
- (2) 居宅介護支援・介護予防日常生活事業の受託
 - ・介護サービス計画（ケアプラン）の作成
 - ・予防サービス計画（地域支援事業）の作成
- (3) 要介護認定調査の受託
 - ・認定調査の実施
- (4) サービス向上の取り組み
 - ・五條市介護保険事業所協議会への参画
 - ・主任介護支援専門員交流会の活動

※平成30年度介護保険法改正に伴う、事業内容等を検討する